

大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、

保険料が減免または徴収猶予

となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2)令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3)令和元年の収入減少が見込まれる種類の所得以外の所得の合計額が400万円以下であること

上記の(1)から(3)の全てに該当する方

⇒ **保険料の一部を減額**

減免の対象となるか確認するには、
お住まいの市町の窓口にお問い合わせください。

内容に関するお問合せはこちらまで

甲良町役場住民課 後期高齢係 または 滋賀県後期高齢者医療広域連合
(電話077-522-3013)まで